

規定に基づかない契約事務及び会計事務

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪府都市整備推進 センター</p>	<p>規程に基づく事務処理が行われているか確認したところ、規程に基づかない事務処理を行っているものがあつた。</p> <p>1 月極駐車場の利用契約 月極駐車場管理規程では、2か月以上駐車場の利用がないときは、契約を解除するとされているが、2か月以上利用がなくても、契約を解除することはしていなかった。受検機関の説明では、当該規定は月極駐車場の稼働率が高く、契約を希望する者が多数存在した時代に作成されたものであり、現在は駐車スペースに余裕があることから、運用上、当該規定を適用していないとのことであつた。</p> <p>2 小口現金の残高照合 会計規程では、現金については10日毎に残高を関係帳簿と照会しなければならないとされているが、小口現金の残高照合が毎月10日及び月末の月2回しか実施されていなかった。</p>	<p>規程の周知徹底を図り、適正な事務処理を行われた。また、必要と判断されるときは所要の規程改正を行われた。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【月極駐車場管理規程】 (契約の解除) 第8条 センターは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除するものとする。 (4) 利用者が正当な理由なく2ヶ月以上駐車場を利用しないとき。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【会計規程】 (現金、預金の残高照合) 第29条 金銭出納員は、現金については10日毎に、預金については毎月末取引金融機関の残高の証明できる書類により、それぞれ残高を関係帳簿と照会しなければならない。</p> </div>	<p>1 現在、駐車枠に余裕があるため、規定を保持し、適用する必要がないと認められるため、「月極駐車場管理規程」の第8条(4)を削除する規程改正を平成29年3月1日付けで行つた。</p> <p>2 小口現金を精算する10日と毎月末に出納簿と残高を照合するものと錯誤していたため、20日の残高照合ができていなかった。</p> <p>「会計規程」を再度課員で確認し、小口現金について、毎月10日毎に残高と出納簿の照会を行うよう改めた。 今後も適正な管理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年11月28日から同月29日まで）